

令和6年度ノートパソコン貸出募集要項

【概要】

山形大学では、平成23年度から山形大学男女共同参画基本計画（平成22年6月策定）に基づき、教育・研究と生活との両立のための環境整備の一環として本学の女性研究者に対して、ノートパソコンの貸し出しを行っております。

【申請ができる方】

国立大学法人山形大学職員人事規程別表に掲げる職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、研究専任教授、研究専任准教授、研究専任助教、特任研究員、医員（年俸制の者に限る。）及び山形大学研究員等取扱規程に掲げる研究員のうち、博士研究員並びに大学院各研究科博士後期課程及び医学系研究科博士課程医学専攻に在学する学生で以下に該当する女性の方が対象となります。

- ①妊娠中、又は小学6年生までの子育て中の者
- ②市町村から要介護の認定を受けている親族(同居別居は問わない)を介護している者
- ③勤務地の都合により、2世帯以上の生計を営んでいる者
- ④その他、上記理由に準ずる者

【申請の方法】

- ・利用を希望する方は、本募集要項をよくお読みになり、「ノートパソコン貸出申請書」にご記入の上、ダイバーシティ推進室へ提出（電子申請）してください。
- ・ノートパソコンは台数が限られています。利用希望者が多数の場合、申請理由を総合的に考慮して、ダイバーシティ推進室が利用者を決定します。そのため、ご希望以外のパソコンを貸与する場合や貸与できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・パソコンの受け渡しと返却方法は、利用者の決定後にご連絡いたします。

【貸出期間と返却時の注意点】

- ・貸出期間は、4月1日から3月31日までの1年間とし、その間、不要になった場合は随時、返却頂き、利用者を再募集いたします。その他、ダイバーシティ推進室から連絡があった場合は、速やかに返却をお願いすることがあります。
- ・研究や業務で使用するソフトのインストールは自由です。ただし、パソコン返却時には、利用者がインストールしたソフトや保存データを全て削除し、貸出前の状態に戻して返却してください。
- ・返却時には、必ず、「ノートパソコン貸出返却時アンケート」に使用後の感想等を記入し、ダイバーシティ推進室に提出（電子申請）してください。

【貸出できるノートパソコン】

- ・ノートパソコン (Windows)

【利用上の注意点】

- ・他人への又貸しは認めません。必ずご本人が使用し、期限内に返却してください。
- ・機器の取り扱いや保管には十分注意してください。紛失・盗難や水、高温、落下などによる故障には十分

注意してください。また、不当な修理・改造は行わないで下さい。

- ・紛失・盗難の場合や、メーカー保証の無料修理ができない故障の場合、利用者とダイバーシティ推進室の協議の上、当該部分の弁償、または現物の弁償をして頂く場合があります。また、紛失・盗難・破損・その他の場合について、悪質と判断した場合は、以後の貸出をお断りさせていただく場合があります。
- ・ファイル交換ソフトなどデータ流出の危険があるソフトのインストール及び利用を行わないでください。また、Windowsなどの基本ソフト、インストールされているソフトウェア等には、セキュリティパッチをあて、常に最新状態に更新するなど、安全性の向上につとめてください。
- ・貸与したノートパソコン上でのデータは、利用者の責任において管理し、他者の個人情報に係るデータの保存には十分に注意してください。

【問い合わせ・利用申請先】

山形大学 ダイバーシティ推進室

〒990-8560 山形市小白川町 1-4-12

電話番号：023-628-4937/4939

FAX：023-628-4185

Email: yu-y-danjo@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

ホームページ: <https://www.diversity.yamagata-u.ac.jp/>